# 平成27年第3回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成27年3月12日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 檜垣昌子 委員 嶋谷珠美		
	委員森岡謙二委員森下淑子		
	委員 加藤和宣教育長内田隆		
欠席委員	なし		
事務局職員	事務局次長     教育政策課長(教育未来館長)		
	学校改築施設管理課長 学校支援課長		
	学校地域連携担当課長 教育指導課長		
	教育改革・教育支援担当副参事 生涯学習・スポーツ振興課		
	スポーツ施策推進担当課長 東京オリンピック・パラリン ピック担当課長		
	体育協会事務局長 飛鳥山博物館長		
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長 学校適正配置担当課長		

# 会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	7号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正 する規則	承認
2	8号	幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正 する規則	承認
3	9号	幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改 正する規則	承認
4	10号	学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正	承認
5	11号	学校職員服務取扱規程の一部改正	承認
6	12号	学校職員の職務に専念する義務免除に関する事務取扱 規程の一部改正	承認
7	13号	学校職員の兼業及び教育公務員の教育に関する兼職等 に関する事務取扱規程の一部改正	承認
8	14号	東京都北区学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)の再指定について	承認

日程	報告事項	報告內容	結果
9	19号	トップアスリート直伝・東京ヴェルディサッカークリ ニックについて	了承
1 0	20号	小学校適正配置検討協議会の協議の進捗について	了承
1 1	2 1 号	後援・共催事業に関する報告	了承

# 平成27年第3回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成27年3月12日(火)13:30

檜垣委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成27年第3回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第7号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第2、第8号議案「幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」及び日程第3、第9号議案「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

委員長

檜垣委員長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、第7号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。1枚おめくりください。

本規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則について、所要の改正を行うため提出するものでございます。

1枚おめくりください。新旧対照表がございます。勤勉手当に関する規則の改正内容でございますが、支給割合の変更でございます。現在、100分の92. 5とされている管理職以外の職員の支給割合を100分の80に、100分の112. 5となっている管理職の支給割合を100分の100に変更いたします。再任用職員については、管理職以外の職員の割合を100分の42. 5から100分の37. 5に、管理職の割合を100分の52. 5から100分の47. 5に変更いたします。

この改正は、平成26年の特別区人事委員会勧告に従い、民間との給与格差を是正するもので、平成27年4月1日から再任用以外の職員の支給割合を100分の12.5引き下げ、再任用職員の支給割合を100分の5引き下げる改定でございます。

続きまして、第8号議案、幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する 規則について、ご説明申し上げます。1枚おめくりください。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、幼稚園教育職員の地域手当に関する規則について、所要の改正を行うために提出するものでございます。

1枚おめくりください。新旧対照表がございます。地域手当に関する規則の改正内容でございますが、現在給料等の額に100分の18を乗じて得た額としているものを、100分の20を乗じて得た額と変更するものでございます。

平成26年の特別区人事委員会勧告におきまして、平成27年4月1日からの地域手当を2%引き上げ、及び給与月額の同程度引き下げが勧告されているところでございます。この勧告に従い、100分の18となっている支給額を100分の20にする、平成27年4月1日付の改正を提案するものでございます。

続きまして、第9号議案、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。1枚おめくりください。

本規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、幼稚園教育職員の管理

職手当に関する規則について、所要の改正を行うため提出するものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりください。新旧対照表でございます。管理職手当に関する規則の改正として提案いたしますのは、現在別表で規定されております園長の管理職手当の額、9万1,000円から8万9,600円へ変更するものでございます。幼稚園教育職員の管理職手当につきましては、条例でその者が属する職務の級における最高の号級の給料月額の100分の20を超えない範囲内の額とされております。

平成27年4月1日から地域手当の引き上げ額と同程度、給料表を引き下げることに伴い、園長の最高号級は44万8,000円となり、100分の20の額は8万9,600円となります。一方で現在規則に規定されております園長の管理職手当の額は、9万1,000円となっており、4月以降条例の規定に抵触することとなります。

したがいまして、平成27年4月1日から、園長の管理職手当の額を8万9,600 円に改正するとの提案でございます。

以上、第7号議案から第9号議案まで、ご説明いたしました。以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第4、第10号議案「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規定の一部改正」、日程第5、第11号議案「学校職員服務取扱規定の一部改正」、日程第6、第12号議案「学校職員の職務に専念する義務免除に関する事務取扱規定の一部改正」及び日程第7、第13号議案「学校職員の兼業及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規定の一部改正」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

委員長

檜垣委員長

教育指導課長

教育指導課長

初めに、学校職員出勤記録及び出勤簿整理規定の一部改正についてでございます。恐れ入りますが、第10号議案の7ページの新旧対照表をごらんください。

改正点でございます。学校職員出勤記録及び出勤簿整理規定の改正内容は、主に2点ございます。1点目は、平成27年度から公立学校専務的非常勤職員及び日勤講師が、特別職の非常勤職員としての任用から、一般職の非常勤職員としての任用へと見直されることに伴い、本規定の対象であります学校職員を定める本項に一般職の非常勤職員を

追加するものでございます。これに伴い、別表第2に、非常勤職員のみの制度でございます無届欠勤、ほか3件の規定に追加する規定整備をあわせて行います。

8ページをごらんください。8ページの下のところでございます。無届欠勤から以下 3件について、規定を追加する規定整備を行うものでございます。あわせて、この8ページの上のところでございますけれども、平成27年度から負担教職員について、新たに配偶者、同行休業制度が導入されることから、出勤簿の表示を定める本規定の別表第二に、新たに配偶者同行休業の表示方法を追加するものでございます。

続きまして、第11号議案、学校職員服務取扱規程の一部改正について、ご説明申し上げます。それでは、最後のページ、新旧対照表がございます。ごらんいただけたらと思います。

学校職員服務取扱規程の改正内容は、本規定の対象である職員を定める第2条第2項に、一般職の非常勤職員を追加するものでございます。教職員に加えて非常勤職員ということで、追加となっているところでございます。

続きまして、第12号議案、学校職員の職務に専念する義務免除に関する事務取扱規定の一部改正について、ご説明申し上げます。これにつきましても、恐れ入りますが、 最後のページにございます新旧対照表をごらんください。

学校職員の職務に専念する義務免除に関する事務取扱規定の改正内容につきましては、本規定第2条に、第3項として新たに一般職の非常勤職員を追加するものでございます。これに伴いまして、第4条第3項の規定整備を行うものでございます。

最後に、学校職員の兼業及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規定の一部改正について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、これにつきましても最後のページにございます新旧対照表をごらんください。

学校職員の兼業及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規定の改正内容でございますが、本規定の対象である学校職員を定める第2条第2項に、新たに一般職の非常勤職員を追加するものでございます。これに伴い、第13条の規定整備を行うものでございます。

以上、第10号議案から第13号議案まで、一括してご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### 檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

#### 檜垣委員長

各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

## (異議なし)

### 檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第8、第14号議案「東京都北区学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)の再指定について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

委員長

檜垣委員長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、第14号議案、東京都北区学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)の再指定について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、1枚おめくりください。

東京都北区立西ケ原小学校を平成27年4月1日から平成31年3月31日まで、学校運営協議会を置く学校に再度指定するため、本案を提出するものでございます。

コミュニティ・スクールの指定につきましては、東京都北区学校運営協議会規則がございまして、この中で第3条、教育委員会は次に掲げる要件を満たす学校を協議会を置く学校として指定することができるという項目がございます。

その中で、地域のニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させることができること。 二つ目としまして、学校・家庭及び地域が一体となって、よりよい教育の実現に取り組むことができること。三つ目といたしまして、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進することができることとしております。

また、教育委員会は、指定しようとする学校の校長、当該学校に在籍する幼児・児童、または生徒の保護者、及び当該学校がございます地域の住民の意向を踏まえ、前項に規定する指定を行うものとすると述べられております。

また、指定の期間といたしまして4年となっておりまして、再指定することができると規則で述べられているところでございます。

西ケ原小学校につきましては、平成19年度にコミュニティ・スクールとして発足いたしまして、平成26年度が終了すると、2期8年が終了するものでございます。年間6回の協議会への委員の皆様の出席状況も非常によく、コミュニティ・スクールを通して学校をよりよくしていこうという、また地域をよりよくしていこうという意識の高さが伺えるものでございます。

特色といたしまして、技科の授業、放課後子ども教室の運営、西小まつりの開催、図書館ボランティアなど、協議会が中心となりまして学校と協働して運営しているところでございます。技科につきましては、地域の著名な方が講師をしていただいておりまして、子どもたちはとても興味を持って物づくり等に取り組んでいるところでございます。コミュニティ・スクールである西ケ原小でなければできない活動となっているところでございます。

また、放課後子ども教室につきましては、児童の利用率がとても高いと伺っておりまして、1年生は50人程度の利用があるということでございます。現在、図書館ボランティアは、サブファミリー校の他区小、飛鳥中とともにミニ研修会を開くなど、活発に活動しているとともに、サブファミリー全体にも効果が波及しているところでございます。

また、教員公募で来た教員が、意欲的に活動していると聞いているところでございます。現在は主に四つの授業について、学校運営協議会が中心となって学校と協働して運営しているところございます。現在、着実に成果が上がっており、今後も継続したいということでございます。

以上が説明でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、報告事項に移ります。日程第9、報告第19号、「トップアスリート直伝・東京ヴェルディサッカークリニックについて」、事務局から説明をお願いします。

東京オリン ピック・パ ラリンピッ ク担当課長 委員長

檜垣委員長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリンピック・パラリンピック ク担当課長 それでは、報告第19号をご説明いたします。1枚おめくりをお願いいたします。トップアスリート直伝・東京ヴェルディサッカークリニックでございます。概要の後段をご参照いただきたいと存じます。トップアスリートから直接指導を受けます、トップアスリート直伝教室、これにつきましては本年1月から2月にかけまして、ナショナルトレーニングセンター内におきまして、バスケット、卓球、バドミントン、テニスを行ってまいりました。その5種目目の競技といたしまして、東京ヴェルディチームを招きまして、クリニックを開催するものでございます。

恐れ入ります、その後ろにチラシが1枚添付してございます。開催日は3月15日でございます。会場は赤羽スポーツの森でございます。対象定員はお示しのとおりで、合計90名の定員設定ということで開催をいたします。北区ニュースやホームページ、それから全小学校へのチラシ配布ということで募集を募りまして、3月3日に締め切りをしたところでございます。合計129名の参加申込をいただきまして、ヴェルディ側と相談をいたしまして全員を受け入れるということで、開催をするということに決定をいたしました。

以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第10、報告第20号、「小学校適正配置検討協議会の協議の進捗について」、事務局から説明をお願いします。

学校適正配 置担当課長

委員長

檜垣委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長

それでは、報告第20号、小学校適正配置検討協議会の協議の進捗について、ご報告をさせていただきます。1枚おめくりいただきまして、委員会資料をごらんください。

1番の要旨でございますけれども、東京都北区立学校適正配置計画に基づきまして、 現在二つのサブファミリーブロック、滝野川紅葉中学校サブファミリーブロックと明桜 中学校サブファミリーブロックでございますけれども、こちらの2カ所で適正配置に向 けた協議を行っているところでございます。

2番の滝野川紅葉中学校サブファミリーブロックの進捗につきまして、ご説明させていただきます。平成26年6月に第1回協議会を開催し、これまでの間、幹事会を3回、協議会を4回開催しまして、小学校数の協議を行ってまいりました。3月3日に行いました第4回協議会におきまして、新たに大通り、これは国道17号と明治通りを指してございますが、渡る児童が生じないように配慮をするということを決定していただきまして、小学校数を3校にする場合、もしくは4校にする場合のそれぞれの統合の組み合わせを1案ずつ絞り込んだところでございます。

3番目、明桜中学校サブファミリーブロックでございます。こちらにつきましても、 平成26年6月に第1回協議会を開催いたしまして、これまでの間、幹事会を3回、協 議会を4回開催してございます。平成26年12月の第3回協議会におきましては、通 学区域の変更を前提にブロック内の小学校数を4校とすることを決定させていただきま した。3月2日に開催しました第4回の協議会におきまして、通学区域の変更について 協議を開始いたしました。平成29年4月に通学区域を変更することを目途に、平成2 7年10月までに協議会での決定を目指して、今後協議を進めていくこととし、協議会 としての通学空域変更の試案をまとめさせていただきました。

4番、今後の予定でございます。滝野川紅葉中学校につきましては、5月中旬に引き続きブロック内の小学校数を検討させていただきます。小学校数について決定した後は、学校の適正配置の実施時期等について協議を進めていく予定でございます。

明桜中学校サブファミリーブロックにつきましても、5月中旬に協議会を開催いたしまして、通学区域の変更について協議をさせていただきます。通学区域変更案の決定後は、適正配置の実施時期等を協議させていただく状況でございます。

以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。 (質疑・意見なし) 檜垣委員長

ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第11、報告第21号、「後援・共催事業に関する報告」について、事務 局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、後援・共催事業に関しまして、ご報告申し上げます。今回は、名義使用承認報告が3件、事業実績報告が3件です。報告第21号を1枚おめくりをいただきまして、初めに名義使用承認報告です。

1件目、春休み子どもぼうけんキャンプです。特定非営利活動法人エコ・コミュニケーションセンターの主催で、3月28日から30日の間、埼玉県東松山市野田にあります風と土の館、他で開催されます。この風と土の館は、800㎡近くある敷地に、母屋と納屋、それから裏の竹林、前庭等を配した豪農の跡を活用しまして、NPO法人が自然体験や農業体験などを行っている施設でございます。

2件目です。春季吟剣詩舞大会です。北区吟剣詩舞道連盟の開催で、5月17日に、 北とぴあ つつじホールで実施されます。

おめくりいただきまして、3件目です。家庭倫理の会北区講演会 テーマ 生きぬく 力です。家庭倫理の会北区の主催で、5月10日に、北とぴあ つつじホールで実施さ れます。

続きまして、事業実績報告でございますが、お示しの3件です。ご高覧いただければ と思います。以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。 以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。